地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年4月26日

岐阜県監査委員 布 俣 正 也 岐阜県監査委員 広 瀬 修 岐阜県監査委員 鈴 木 祥 一 岐阜県監査委員 南 圭 一 岐阜県監査委員 安 田 典 子

## I 令和5年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

#### 1 令和5年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの ※	
	A	В	С	А-В-С
指摘事項	77	68	8	1
指導事項	137	132	5	0
検討事項	0	0	0	0
計	214	200	13	1

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年4月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項:是正又は改善を求める事項

検討事項:事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対

し是正若しくは改善を求める事項

### Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

#### 1 令和5年度

#### (1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜土木事務	道路占用料の収入事務において、令	道路占用許可管理システムに登録
岐阜土木事務 所	道路占用料の収入事務において、令和3年度及び令和4年度の道路占用料を363,198円過大に徴収しており、過大徴収した道路占用料を還付する際に、還付加算金4,400円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。	道路占用許可管理システムに登録したデータに間違いがあり、新たに正しいデータを登録し直したが、間違って登録したデータを削除せずそのまま放置していたことが原因で、道路占用料を重複して徴収したことから、次の再発防止対策を行った。・係員は道路占用許可管理システムの適切なデータ登録を徹底する。・係長は登録されたデータの確認を
		徹底する。 ・データを間違って登録した場合は、運用業者にデータ削除の作業依頼を行い、誤ったデータを放置しないことを徹底する。 ・道路占用許可管理システムのデー

タ登録作業において、許可番号が 同じで、かつ許可年月日が同じデ ータを登録しようとすると警告メ ッセージが表示されるようにシス テムの改修を実施した。 ・道路占用許可管理システムの登録 データを点検し、誤徴収につなが るデータは認められないことを確 認した。 当該職員に対し、所属長から安全 公務中の1件の交通事故について、 修繕料16,830円が支払われていたの 運転に対する意識の徹底 と再発防 で、職員の交通事故防止について一層 止に努めるよう指導した。 また、所内職員に対し、交通法規 の徹底を図られたい。 の遵守、交通事故防止のための注意 喚起を行った。今後も所内会議、研 修の機会に交通安全の注意喚起を行 い、交通事故再発防止に努める。 大垣土木事務 公務中の2件の交通事故について、 事故後すぐに、交通事故を起こし 修繕料624,514円が支払われていたの た職員に対し、所属長及び安全運転 で、職員の交通事故防止について一層 管理者から注意し、今後の安全運転 の徹底を図られたい。 実施について指導を行った。 また、定例の課長会議及び課長・ 係長会議において、交通安全に係る 情報提供や交通安全意識の向上につ いて啓発を行っている。 引き続き、職員に対しては定期的 に交通安全意識の向上に努める。 郡上土木事務 公務中の1件の交通事故について、 当該職員に対し、所属長から安全 所 損害賠償金として306,088円の費用負担 運転の徹底と再発防止に努めるよう が発生するとともに、修繕料180,000円 指導を行った。 が支払われていたので、職員の交通事 また、所内会議において全職員に 故防止について一層の徹底を図られた 対し、交通事故防止について注意喚 起を行った。 11 今後も機会を捉えて注意喚起を行 い、交通事故防止に努める。 可茂土木事務 事故を受け、所属全職員に対し、 公務中の2件の交通事故について、 損害賠償金として114,805円の費用負担 平成29年11月28日付け総務部長通知 所 が発生するとともに、修繕料等612,821 に基づき、安全運転及び交通事故防 円(うち相手方負担分63,450円)が支 止について周知徹底を図った。 払われていたので、職員の交通事故防 さらに再発防止のため、危機管理 止について一層の徹底を図られたい。 の知識と心得について所内研修を実

施した。

今後も再発防止のため所内課長会 議等を利用し、継続的に注意喚起を 行い、交通法規遵守及び安全運転意 識の徹底を図る。

公務中に車両を損傷させた1件の毀 損事故について、修繕料193,435円が支 払われていたので、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図られたい。 公用車を利用した出張中、同乗者 を乗せ、車両を後進させている際起 こった事故を受け、所内課長会議に おいて事故概要を説明し、所属全職 員を対象に交通法規遵守及び再発防 止に努めるよう改めて注意喚起し た。

特に、同乗者は車両の後退時は必ず降車し、後方確認等運転の支援をするよう所属全職員に周知徹底した。

今後も引き続き、同乗者の運転支援の重要性及び安全運転に係る注意 喚起を行い再発防止を徹底する。

恵那土木事務 所

公務中の1件の交通事故について、 損害賠償金として129,393円の費用負担 が発生していたので、職員の交通事故 防止について一層の徹底を図られた い。 公用車の後退時の不注意による事故であったため、後退時における運転実技・注意事項が記載された資料及び県土整備部作成の事故防止マニュアルを所内会議で配布し、交通事故を防ぐために職員が心掛けるべき内容を周知した。また、同乗者がいる場合、後退する際は同乗者が車から降りた上で誘導するよう徹底した。

交通事故防止に関する取り組みとして、所属職員に対して定期的に「交通安全見直し問題」(出典:企業開発センター交通問題研究室、交通安全見直し問題集)を実施し、交通法規を改めて認識させた。

今後も引き続き所属職員へ交通法 規の遵守や安全運転の徹底につい て、注意喚起を行い、交通事故の再 発防止に努める。 高山土木事務 所

公務中の1件の交通事故について、 修繕料31,284円が支払われていたの 公用車の適切な使用について指導を で、職員の交通事故防止について一層 の徹底を図られたい。

事故直後、直ちに当該職員に対し 行った。

また、課長会議等機会あるごと に、公用車をはじめ物品の適切な使 用及び管理を周知徹底し、職員の毀 損事故防止に関する意識向上を図っ た。

さらに、公用車の鍵保管ケースに 注意文書を掲出し、運転者へ安全運 転に関する注意喚起を行っている。

今後も、定期的に交通安全及び公 用車の管理について注意喚起を行 い、再発防止に努める。

#### (2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置	
可茂土木事務	公文書等の写し等の供与に要する費	本事案は、現金収入を現金出納簿に	
所	用の収入事務において、支払を受けた	記載する際、転記誤りのため金額が正	
	現金10円を20円として現金出納簿に記	しく記載されず、さらに係内のチェッ	
	載していたものがあったので、速やか	ク体制が機能しなかったため起きたも	
	に措置するとともに、今後は適正に処	のである。	
	理されたい。	発覚後速やかに、再発防止のため係	
		内のチェック機能の見直しとして、現	
		金収入を調定し銀行へ現金を納付した	
		際は、担当者以外の係内の職員が、	
		「調定決議書兼収入金調書」、「現金	
		(証券) 領収証現符(写)」、「岐阜	
		県 領収証書(銀行へ納付する「現金	
		払込書」の控え)」の原本と現金出納	
		簿を突合し、金額と個別番号を確認す	
		るなど適正な処理を徹底した。	
	道路パトロール関連システム(情報	本事案は、職員が出張中、業務の記	
	収集用)の利用契約により使用してい	録のためタブレットを現地で使用中	
	るタブレットを損傷させた1件の毀損	に、タブレットが手から滑り落ち、落	
	事故について、修繕料3,300円が支払わ	下したためタッチパネルの一部が破損	
	れていたので、職員の毀損事故防止に	したものである。	
	ついて一層の徹底を図られたい。	事故を受け、画面を保護するタブレ	
		ットに変更するとともに、タブレット	

を利用する職員に対し、タブレットの 取り扱いについて一層の注意を払うよ う指導するとともに、全職員に適切な 使用及び管理について周知徹底を図っ た。

今後も、物品の適正使用及び管理に ついて、職員の意識向上を図るため課 長会議等において注意喚起し、再発防 止を徹底する。

# 多治見土木事 務所

流水占用料の収入事務において、納 入通知書の納期限を納入通知書発付日 である令和4年4月1日から20日以内 とすべきところ、令和3年4月20日と していたものがあったので、今後は適 正に処理されたい。 当該事案は、財務会計システムへの 入力ミスにより生じたものである。

事案発生後すぐに事案概要を関係職員に共有し、決裁時には日付のみならず年度の確認も徹底するよう周知するとともに、出力した納入通知書の照合時にも改めて納期限の確認を行うこととした。

今後も定期的に所内で注意喚起を行 い、再発防止に努める。

公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

当該事案は、職員の不注意によるものである。

事案発生後、所員に対しパソコン毀 損事故の概要を共有するとともに、所 内課長会議において、職員への注意喚 起を周知した。

今後も、所内課長会議や職場研修等 において定期的に注意喚起を行い、毀 損事故の再発防止に努める。

# 下呂土木事務所

除雪ドーザ(18 t級)の調達に係る 特定調達契約(地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手続の特例を定め る政令の規定が適用される調達契約) 事務において、競争入札により落札者 を決定したときは、その日の翌日から 起算して72日以内に岐阜県公報により 落札者等の公示を行うべきところ、291 日後に行われていたので、今後は適正 に処理されたい。 今回の事案は、地方公共団体の物品 等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令及び岐阜県の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める規則に 定める事務手続が遅延したものである ため、同政令及び同規則に係る手続に ついて、所属内の担当職員による再確 認を行った。

なお、今後は、所属内で事務の進捗 管理等を徹底し、適正な事務処理に努 める。